【参考資料 12】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 4 月 16 日
第 17 回条例検討会資料

条例検討会に対する意見について

意見１

１．共に生きる新潟市づくり条例に関する要望

別紙を次回の検討会に支障がなければ配布をお願いします。市は平成２８年４月までの１年近くの「周知期間」の周知計画作成までを検討会の任務とするべきだと思います。そしてこの文章は条例内容についてではありません。

また法令は成立と同時に施行が一般的ですが、全面施行が来年４月からの理由が分かりません。条例は分かりやすさが大事ですが、これでは市民と事業者がスタートから戸惑うと思うので、４月までを「周知期間」として「部分施行」はやめるほうがいいと思います。

２．「共に生きる新潟市づくり条例」の広報資料作成と「市民説明会」開催の要望

「条例検討会」も最終回と思われます。条例はもちろん内容も重要ですが、最も大切なことは「市民への周知」と「どう生かすか」だと思います。そこで、下記の内容を含んだ広報用資料を、条例の全面施行までに作成して広く市民に配布及び「市民説明会」を区単位で開催してほしいと思います。

最終条例案を見ていない意見ですから、条文に関わる部分は推定で記載していますので誤りが多いと思いますが、本意見の提出趣旨には影響ありません。また「条例検討会」は原案完成から１年近い周知期間の「周知計画」についても積極的に関与してほしいと思います。

〖広報資料の内容〗

（１）条例本文

条例の全文を記載します。

（２）わかりやすい版条例

条例内容を分かりやすい言葉やイラストなどを使用して簡潔に説明します。

（３）「論点」の解説

条例は検討会などで多様な観点から検討した結果が凝縮されたものだと思いますが、資料と参考資料を見ると、論点と検討経過と結論の理由を整理する方がよいと思われる課題があると思います。私が感じた課題は以下の６件ですが、検討委員から見ればまだほかにもありそうです。この解説は市民の疑問に答えるためにも必要だと思います。

①条例の必要性

市民から「障害者基本法などの多くの法令があるのに、なぜ条例が必要か」の意見がありました。条例の必要性を説明してほしいと思います。

②条文に「基本理念」を設けなかった理由について

他の自治体の条文はすべて「基本理念」の条文がありますが、市が設けなかった理由が必要です。

③「合理的配慮」の民間の義務化について

法では民間は努力義務であるのに市の法定義務とした理由が必要だと思います。

④「合理的配慮」の本人の申し出制度について

委員等から「本人の申し出は不要」との意見がありましたが「必要」とした理由の説明が必要です。

⑤障がい者の役割について

市長や市民には責務や役割がありますが, 障がい者問題の解決は当事者の協力と努力が不可欠だと思います。印象では「障がい者特権条例反対」の潜在意識も多いので、それに答える説明も必要です。

⑥違反事業者の公開について

市民から差別行為者の「公表反対」の強い意見がありましたが、非採用の理由が必要です。

⑦公布日と施行日について

公布日と全面施行日が違う理由の説明が必要です。

⑧その他

検討会等で論点になった事項について要約して、また市民から疑問等が寄せられそうな質問を想定してまとめる必要があると思います。

意見２

〇障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例

（１）「障がいのある人もない人も」の部分の表現だと、「障がい者」がすでに蔑視されているように感じる。この部分、文言を「全ての人」、「全ての市民」という意味合いになる表現が望ましい。

（２）ソーシャルインクルージョンの理念からも「障がい者」が社会、地域にいることは、普通のこととして捉える意味でも、条例名に「障がいのある人」と名付ける感覚を改める必要があるのではないか。この感覚をなくすことを示さなければならない。

意見３

障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例において、条文に於ける配慮を求め、下記意見を申し上げます。

１．前文で、障がいに対する理解と話し合いを目的にしながら、「強制力を目的」に企業名の公表を定めることは、本条例の趣旨にそぐわない。

２．罰則は設けないとなっているので、民間企業に対する罰則と同等の効果を求める公表も行うべきではない。

３．そもそも、新潟市民性から、新潟市の企業に悪質な事例が発生するとは考えにくく、性悪説によらず、先ずは性善説的に、話し合いによる問題解決を目標に条例施行を行い、悪質な事例が多数発生した場合、再度検討することで良いのではないか。

４．むしろ、民間企業に関しては、強制力ではなく誘導施策が望ましいことから、障がいに対して理解ある、民間企業を公表することが望ましいと考える。

５．障がい者側が個々の状況に応じて申立てを行う場合、障がいの種類によって対応が相反する事案が発生する事も考えられる。つまり、個々の事案を持って、合理的配慮の有無を審査するのは別の差別を生む可能性を内包する。よって民間企業に対しては、一件一件の事案を行政が申し入れるのではなく、公（おおやけ）と言える方向性が定まってから、民間企業との「話し合い」を行うべきと考える。

以上を申し述べ、福祉の財源は、健全な経済活動であることを確認し、意見申し上げます。